

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 氏名 (復興事業推進課)	※手数料欄
開発行為の概要	
1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城県本吉郡南三陸町歌津字峰畠 118番1の一部他40筆(別紙のとおり)
2 開発区域の面積	60,467.92 平方メートル
3 予定建築物等の用途	別紙のとおり
4 工事施行者住所氏名	別紙のとおり
5 工事着手予定年月日	平成 26年 1月 6日
6 工事完了予定年月日	平成 28年 3月 31日
7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
9 その他必要な事項	農地法及び森林法は復興整備協議会に 諮る
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件	
※ 同意番号	年 月 日 第 号

備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の

名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計者	国際航業株式会社 熊谷孝之
住所	宮城県仙台市若林区新寺1-3-45
TEL	022-299-1281
FAX	022-299-2851

別紙

開発区域に含まれる地域の名称

(一部)

管の浜 18-8、19-3、22-1

峰畠 94-22、94-26、100、102-2、102-3、103、104-2、104-5、105-1、106-6、107-2、
108-1、108-2、109-1、109-3、109-4、109-5、112-9、112-10、112-11、112-18、
112-39、112-40、112-45、115、116-2、116-3、116-6、118-1、122-1、122-4、144、

100 地先の水、101 地先の道

(全部)

管の浜 18-1、23-1

峰畠 112-14、112-41、119、121

予定建築物等の用途

- 1 一戸建ての住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3に規定するもの。
- 3 診療所兼用住宅
- 4 集会所
- 5 旅館兼用住宅
- 6 消防詰所
- 7 漁業従事者住宅
- 8 ボミ集積所
- 9 休憩施設（東屋）

工事施行者住所氏名

請 負 者 岩田地崎建設・サト一工務店特定建設工事共同企業体

代表構成員 宮城県仙台市青葉区二日町12番30号

岩田地崎建設株式会社 東北支店

執行役員支店長 横須賀 英司

構 成 員 宮城県本吉郡南三陸町志津川字御前下35番地2

株式会社サト一工務店

代表取締役社長 佐藤 茂行

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（そ の 1）

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		宮城県本吉郡南三陸町歌津字峰畠118番1の一部他40筆					
設 計 の 方 針		防災集団移転促進事業による住宅団地の形成を目的とし、安全・安心、快適に暮らせるまちづくり、地域コミュニティの確保、自然環境との共生を図った計画とした。地質は中生代の粘板岩を中心とした堆積岩が主で、地形は丘陵地形で、計画地中央部に尾根があり東側の斜面寸その部には国道45号、西側は谷地形をはさんで丘陵地で緩やかに傾斜した地形で、南側は海岸沿いに国道45号が通っている。取付道路は地区南側の国道45号から分歧した既設町道から新設道路を計画した。また宅地内は区画道路（W=6.0m）を格子状に計画した。住宅地は岩盤部の置換え部を除いて切土地盤とし、雨水は道路敷等に排水溝を計画し、下流水路を改修し放流する。給水は町水道からの分岐とし、污水は公共下水道事業での整備とした。工事中の防災は、現況地形、施工条件を十分考慮し、下流への土砂流出等がないような計画とした。					
地 域	市街化区域 ハ 非線引き都市計画区域 示	□ 市街化調整区域 □ 非準都市計画区域 □ 準都市計画区域 外	用 途 地 域 等	そ の 他	計		
規 制 区 域	宅地造成工事 区 域	内	外	そ の 他	計		
工 区	第 一 工 区	第 二 工 区	第 三 工 区	第 四 工 区	計		
工 区	地名及び地番 分 類	宇峰畠118番1の一部他40筆					
開 発 区 域 分 類	地 積	60,467.92m ²	m ²	m ²	60,467.92m ²		
開 発 区 域 目	地 積	1,344.49m ²	m ²	55,864.77m ²	43.39m ²	755.58m ²	60,467.92m ²
割 合	2.2%	4.1%		92.4%	0.1%	1.2%	100%
所 有 者 別	自 己 所 有	賃 収 予 定		他 人 所 有	そ の 他	計	
土 地 の 現 状	面 積	601.22m ²	m ²	-m ²	-m ²	60,467.92m ²	
割 合	1.0%	99.0%	%	%	%	100%	
土 地 分	宅 地 用 地	公 共 施 設 用 地					
利 用 面 積	一 般 住 宅	住 宅 以 外	公 益 的施設	道 路	公 園・ (通路)	そ の 他	計
計 割	17,489.92m ²	- m ²	669.61m ²	34.025.12m ²	7,891.99m ²	391.28m ²	- m ²
合	28.9%	- %	1.1%	56.3%	13.0%	0.7%	- %
区 画 数	最 大 区 画 面 積			最 小 区 画 面 積		区 画 の 平 均 面 積	
区 画 設 定 計 画 (住宅) 1 (集会所) 5 3	660.01	m ²		329.97	m ²	330.00	m ²
上 水 道 施 設 計 画 1	公 常 水 道 口 簡 便 水 道 ハ 專 用 水 道 ニ そ の 他 設 設	消 防 水 利 施 設 イ 口 貯 水 他	火 槽 他	栓 槽 他	計 画 戸 数	戸 建 共 同	計
						5 3 戸	5 3 戸
					計画人口	1 9 0 人	人口密度 31人/ha

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

設 計 説 明 書 (そ の 2)

公共施設の整備計画

種類	番号	概要			管理予定者	用地の帰属	費用負担の状況
		幅員	延長	面積			
道路	取付道路(通路) 含む)	7.0m	517.9m	14,279.93m ²	南三陸町	南三陸町	
	1号区画道路	6.0m	231.8m	2,656.71m ²	南三陸町	南三陸町	
	2号区画道路	6.0m	362.2m	6,452.87m ²	南三陸町	南三陸町	
	3号区画道路	6.0m	240.1m	2,340.20m ²	南三陸町	南三陸町	
	4号区画道路	6.0m	291.3m	3,810.02m ²	南三陸町	南三陸町	
	5号区画道路	6.0m	136.7m	3,160.36m ²	南三陸町	南三陸町	
	6号区画道路	6.0m	46.0m	265.00m ²	南三陸町	南三陸町	
	7号区画道路	6.0m	46.0m	265.01m ²	南三陸町	南三陸町	
	8号区画道路	6.0m	46.0m	265.01m ²	南三陸町	南三陸町	
	9号区画道路	6.0m	46.0m	265.00m ²	南三陸町	南三陸町	
	10号区画道路	6.0m	46.0m	265.01m ²	南三陸町	南三陸町	
	小計	2,010.0m	34,025.12m ²		南三陸町	南三陸町	
公園・緑地	緑地1		657.61m ²		南三陸町	南三陸町	
	緑地2		179.29m ²		南三陸町	南三陸町	
	緑地3		989.99m ²		南三陸町	南三陸町	
	緑地4		303.95m ²		南三陸町	南三陸町	
	緑地5		2,227.22m ²		南三陸町	南三陸町	
	緑地(緑地・緑地法面)		3,533.93m ²		南三陸町	南三陸町	
その他(通路)	通路	4.0m	92.7m	7,891.99m ²	南三陸町	南三陸町	
上下水道施設	水道施設	Φ50~100mm	1,850.5m	—	南三陸町	南三陸町	なし
	下水道施設	Φ150mm	1,456.0m	—	南三陸町	南三陸町	なし
消防施設	防火水槽	40t	2基	—	南三陸町	南三陸町	なし

公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要(建設時期等)
集会所	660.01m ²	南三陸町	造成工事概成後着手予定
ゴミ集積所(4箇所)	9.60m ²	南三陸町	造成工事概成後着手予定

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

